

第6章

マレーシアの裁判制度

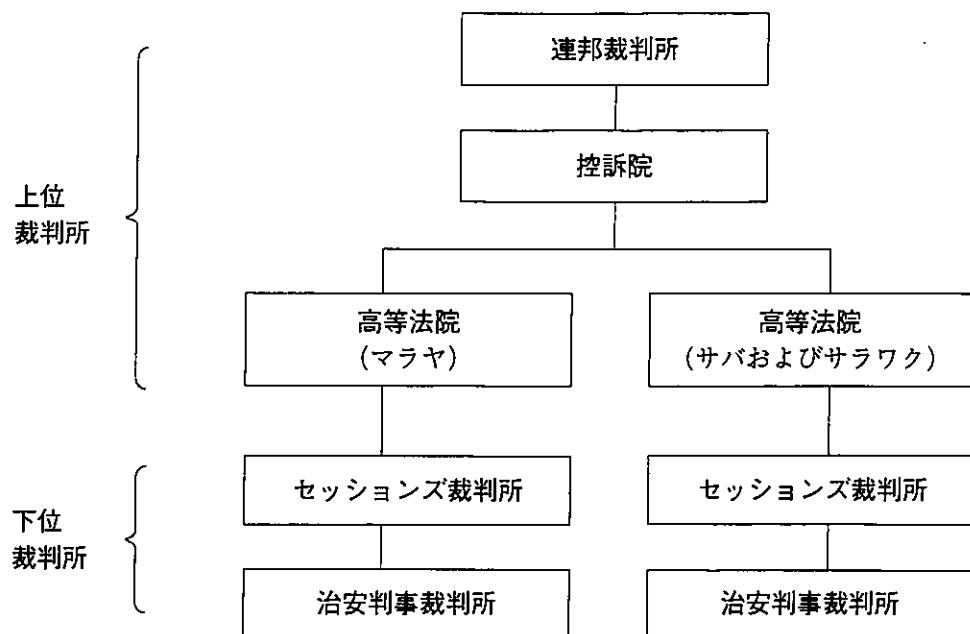
はじめに

マレーシアは、人口2325万人で、その内訳はマレー系6割、中国系3割、インド系1割、およびボルネオ島の少数民族などから構成される多民族国家である⁽¹⁾。

現在のマレーシアに相当する地域は13世紀以降イスラム文化の影響を受け、イスラム教を信仰する王が支配するいくつかの藩王国が成立し、封建制度の下で国王とその封臣たる首長により行政権および裁判権が行使されていた。しかし、イスラム以前の土着の文化（ヒンズー教の影響などがみられる）を失うことなく、イスラム法は、アダット（*adat*）と呼ばれるマレー慣習法とともに適用された。

16世紀の欧米列強の進出により、ポルトガルやオランダに支配された時期もあったが、決定的な影響を及ぼしたのはイギリスによる18世紀後半からのおよそ100年間の植民地支配である。イギリスによる支配は一律でなく、(1)直轄植民地、(2)駐在官制度、(3)保護国の三つの態様をとった。直轄植民地であったシンガポール、マラッカ、ペナン（1826年に「海峡植民地」〔the Straits Settlements〕を構成）では、ペナン島に1807年の司法に関する勅許状（Royal Charter of Justice）に基づきプリンス・オブ・ウェールズ島司法裁判所が設置されたのをはじめとして、比較的早い段階から明文でイギリス法およびイギリスに倣った裁判所制度が導入されていた。マラッカを除くマレー

図1 マレーシアの裁判所機構



半島においては、「駐在官制度」を通じた間接統治という方法がとられた。これは、藩王との間で、マレー人の宗教と慣習を除く一切の行政および財政についてイギリスの送り込む駐在官 (Resident) の助言と承認の下に行動するという条約を締結し、州王国に対して一応の主権を認めつつも、実権は駐在官が握るという方法である。これらの諸州は、ペラ、スランゴール、パハンおよびネグリ・スンビランからなる「マレー連合州」(the Federated Malay States: 1895年結成) と、ジョホール、クランタン、トレングガヌ、クダおよびブルリスの「非連合州」に大別できるが、治安判事裁判所や最高法院が設置されるようになったのは19世紀末から20世紀前半であり、1937年の民事法条例 (Civil Law Ordinance 1937) および1951年の民事法拡張条例 (Civil Law Extension Ordinance 1951) により、イギリス法の適用が明文で規定された。ボルネオ島北部のサバおよびサラワクではより一層イギリス法の影響を受けることが少なかった。サラワクは1841年イギリス人ブルックがブルネイ藩王から知事に任命されたことにより成立した州であり、1928年のサラワク法令 (Law of Sarawak Order) によって「州王の勅令によって修正されず、

かつ現地の慣習に適用することのできるイギリス法がサラワクの法である」と規定された。また、サバはイギリス商人がブルネイおよびスルー諸島の藩王から割譲を受けた地域について、1882年イギリス国王の勅許状に基づき北ボルネオ会社を設立したことにより成立した州であり、1938年の民事法条例でイギリス法が導入された。これら2州は1888年にイギリスの保護国となり、1946年に直轄植民地となった。

1939年から45年までの日本による占領時代を経て、シンガポールを除く海峡植民地、マレー連合州および非連合州は、「マラヤ連合」を結成し、48年「マラヤ連邦」として自治領となり、57年には完全独立を達成した。63年サバ、サラワクおよびシンガポールを加えて14州からなる連邦国家「マレーシア」を形成したが、65年に華人が人口の多数を占めるシンガポールが分離独立して今日に至っている⁽²⁾。

以上のような歴史的経緯により、マレーシアの統治構造は、成文憲法に基づく、イギリス・ウェストミンスター型の中央政府（立憲君主制および議院内閣制）と、経済発展やイギリス法の浸透の度合いに差異のある13州からなる連邦制を基本としている⁽³⁾。

マレーシアの立憲君主制の特色は、それぞれ世襲制をとる9人の州王の輪番制により、5年任期で国王が交代するということである（連邦憲法32条・33条・附則第3条）。州王会議にも、イスラムに関する事項の決定権の他、憲法改正時の同意権や裁判官任命の際の諮詢など、一定限度で意思決定過程に参加する権限を認めている（159条5項。また、10条4項・14条ないし31条・38条・63条4項・70条・71条・72条4項・152条・153条参照）。ジョホール州王による傷害事件を契機として、1993年憲法改正により州王の主権者免責が廃止されるとともに、州王の犯罪行為を裁くための特別裁判所に関する規定が設けられた（182条）。

マレーシアの国会は、上下両院からなる。議院内閣制は、立法部の多数派が行政部を構成することになるため、アメリカ合衆国のような大統領制と比べて権力が集中しやすいとされるが、イギリスやアメリカ合衆国のような

二大政党が存在せず、独立以来統一マレー人国民組織（UMNO： United Malays National Organization）が与党として不動の地位を占めているマレーシアでは特にその傾向が強く、国家緊急権（150条）の発動や憲法（151条）および国内治安法（Internal Security Act 1960）により認められる予防拘禁の濫用などの強権的な振舞いも目立っている⁽⁴⁾。

マレーシアの連邦制度は、アメリカ合衆国のように、各州が一般的・包括的規制権を留保する体制をとらず、中央政府が強力である。すなわち、憲法の附則第9条は、第1表で連邦の専属権限、第2表で州の専属権限、第3表で競合する権限を列挙するが、連邦には軍事・外交・課税・国籍・通商のみならず民事法および刑事法・教育・厚生・労働・社会福祉といった122項目に及ぶ広範な権限が認められるのに対し、州には土地、農業、林業、港湾、イスラム家族法、イスラム裁判所の設置といったきわめて限定された37項目の権限しか認められておらず、財政基盤も弱い。サバ州およびサラワク州には連邦加盟時の留保により、若干多くの権限が与えられている。

裁判制度に注目すると、イギリスの法制度を継承し、その裁判所制度をイギリス領であった国々のなかでは比較的忠実に受け継いでいるが、連邦制度に基づく連邦裁判所などの相違点もある。イギリス法の継承の範囲については、独立時のコモンローおよびエクイティを継承しただけでなく、商事法については議会制定法を含めたイギリスの現行法を適用できることが特筆されるべきである⁽⁵⁾。土地法については包括的な法典（National Land Code 1965）が存在するためイギリス法適用の余地はないといわれる⁽⁶⁾。また、法廷では伝統的に英語が用いられ、判例集も英語で書かれている。1964年にマレー語が公用語に指定されたときには法廷は例外とされたが、90年の国語法（National Language Act）改正により、マラヤでは法廷でも原則としてマレー語を用いるべきこととされ、特に下位裁判所ではマレー語の使用が広まっている⁽⁷⁾。法律はマレー語と英語の両方の正文がある。

イギリス法が一般的に適用される普通法とされる一方で、イスラム法およびマレー慣習法（adat），華僑慣習法，ヒンズー慣習法，（サバおよびサラワク

の) 原住民慣習法など多様な民族構成に応じた多元的な法源が属人法という形で並存しているという大きな特色がある。婚姻・相続・宗教などの事項については当事者の属する民族の属人法が適用されるのであって、イスラム法およびマレー慣習法がシャリーア（イスラム法）裁判所により、（サバおよびサラワクの）原住民慣習法が原住民裁判所により運用されるほかは、普通裁判所により運用される。

このように、マレーシアの裁判制度は、連邦司法部を構成する普通裁判所（第I節）と、原則として州政府の管轄にあり、イスラム法その他の属人法を運用する属人法裁判所（第II節）の二つに大別しうる。さらに現代社会における紛争の多様化・専門的処理の必要性から、労働裁判所などの特殊な制度も取り入れられており、ADR（Alternative Dispute Resolution）⁽⁸⁾として考察することも可能であるが、特別裁判所としての性格をも有することから第I節の最後で触ることにした。

また、成文憲法中に権利章典を有し、一定の条件つきながら裁判所に違憲審査権（いわゆる抽象的審査権と付隨的審査権の両方、第III節で詳述）が認められている。

マレーシアでは議院内閣制や連邦制の枠組みにより中央政府に権力が集中しやすくなっていることに加えて、独立以来UMNOが政権を掌握しており、憲法上の言論表現の自由の制限（10条4項・149条）、国家緊急権、予防拘禁や国内治安法、煽動法（Sedition Act 1948）、出版物・報道取締法（Printing and Presses Act 1957）など反体制派を抑圧することの可能な法制度を維持・強化してきた側面がある。現在のマハティール首相も1981年からの長期政権であり、外資導入による輸出産業を通じて経済発展を成し遂げたが、人権保障についてはいわゆる「アジア的人権論」を主張するなど、むしろ人権を外国の政府や人権団体による内政干渉の口実であり、安定性を阻害することにより経済発展を妨げるものと考えてきたといわれる⁽⁹⁾。そこで、IVで司法権の独立について論ずることにした。

本稿の記述については、イギリス、アメリカ合衆国、および日本との比較

に意を用い、マレーシアの裁判制度の特徴を浮かび上がらせるように努めた。

I 普通裁判所

マレーシアの裁判制度は基本的にイギリスの制度を踏襲しており、裁判所は管轄権について事物・訴額などに制限のある下位裁判所と、一般的な管轄権をもつ上位裁判所の二つに大別される⁽¹⁰⁾。裁判官の選任や身分保障についてもこれら2種類の裁判所の間には差異があり、判例法の形成に関与するのは上位裁判所だけであるとされている⁽¹¹⁾。上位裁判所として、連邦裁判所 (Federal Court), 控訴院 (Court of Appeal), 高等法院 (High Court)⁽¹²⁾ があり、下位裁判所として、セッションズ裁判所 (Sessions Court), 治安判事裁判所 (Magistrate Court), プングル裁判所 (Penghulu's Court)⁽¹³⁾, 少年裁判所 (Juvenile Court), 少額訴訟裁判所 (Small Claims Court)⁽¹⁴⁾ がある。また、家庭裁判所 (Family Court) の設立が検討されている。植民地時代から存在したイギリス本国の枢密院司法委員会 (Judicial Committee of the Privy Council)への上訴制度は1985年に廃止された。

なお、通常裁判所の系列外に置かれ、特別の人または事件についてのみ裁判権を行使する特別裁判所としては、国王の訴追を行なう「特別裁判所」⁽¹⁵⁾、労働裁判所、軍法会議⁽¹⁶⁾がある。

1. 上位裁判所

(1) 連邦裁判所

1957年以前は「最高裁判所」という名称は枢密院に次ぐマレーシアの裁判所を指すのに用いられた。1985年1月1日の枢密院司法委員会への上訴の廃止に伴い⁽¹⁷⁾、最高裁判所は文字どおりマレーシアの最高裁判所となった。

最高裁判所は1994年6月24日にマレーシア連邦裁判所と改称し、現在マレーシアの終審裁判所である。

連邦裁判所は、連邦裁判所の首席裁判官(Chief Justice), 控訴院の長(President), 高等法院の首席裁判官(Chief Judge)2名、ならびに連邦裁判所裁判官4名の8名から構成される。特別の必要のある場合には、国王の臨時に任命した裁判官や、控訴院の裁判官が加わる場合がある(憲法122条)。

通例、連邦裁判所に係属した事件は3人の裁判官により構成される法廷において審理される。しかしながら、憲法解釈や公的重要性をもつ法原則を含むような特別の事件については、首席裁判官は事件を処理するために5名または7名の裁判官からなる、より大きな法廷を組織できる。実際に、1996年2月5日に、連邦裁判所は刑事事件の起訴に必要な証拠の程度に関する法を判断するために初めて7名で審理を行なった⁽¹⁸⁾。

特定の事項については裁判官は1人で審理および判断を行なうことができる。連邦裁判所に係属中の事件について裁判官は隨時に指示を行ない、中間命令を出すことができる。ただし、1人の裁判官が単独で行なった命令を、連邦裁判所は取り消したり変更したりすることができる。

審理の7日前に、上訴側弁護人は連邦裁判所書記局に概要書を提出しなければならない。審理においては、弁護人は口頭で弁論を行なう。これに加えて、ごく簡単な形での書面が提出されることがある。

判決においては常に理由が示される。判決の根拠を述べた理由書のコピーは連邦裁判所書記局によりすべての裁判官、連邦裁判所図書館、大学の法学校部、および法律関係の出版社に配布される。連邦裁判所の判決は、シャリーア裁判所を除くマレーシアの他の裁判所すべてを拘束する。

連邦裁判所は、①連邦問題管轄、②控訴院からの上訴管轄のほか、③憲法問題の他の裁判所からの付託、④憲法問題の国王に対する助言、の四つの管轄権を有している(128条・130条)。

①連邦問題管轄権——連邦議会または州議会により制定された法律が、制定権限をもたない事柄に関してなされたものであるという理由で無効である

かどうかを判断する権限である。連邦裁判所のみに与えられた管轄権（排他的第一審管轄権）であり、第III節 4.で詳しく論ずる。

②控訴院からの上訴管轄権——連邦裁判所は、控訴院からの上訴による法律問題について最終判断を行なう。連邦裁判所は民事、刑事、憲法問題についての終審裁判所である。

③付託管轄権——高等法院は、審理中の事件で生じた憲法問題を連邦裁判所に照会し、連邦裁判所の判断が下されるまで手続を停止することができる。

④助言管轄権——国王は、憲法の条項の効力に関わる問題について意見を求めることで、連邦裁判所の助言管轄権の発動を求めることができる。憲法起草者が連邦裁判所を憲法の絶対的解釈者であり憲法の下で生じる事件の最終的判定者であると考えていたことから、③、④の管轄権が与えられているのである。

連邦裁判所をはじめとする普通裁判所は、シャリーア裁判所の管轄する事項につき管轄権を有しない（121条 1 A項）。

(2) 控訴院

控訴院は、長および10名の裁判官から構成される（122条のA）。控訴院は、憲法および1964年裁判所法（Courts of Judicature Act 1964）に定められた、以下のような上訴管轄権のみを有する。

- (a) 高等法院またはセッションズ裁判所を第一審とする民事または刑事事件（憲法121条 1 B項）。
- (b) 治安判事裁判所が判決した刑事事件について高等法院が上訴管轄権を行使したもの（裁判所法50条）。ただし、上訴には控訴院の許可が必要である。
- (c) 第一審であるか上訴審であるかを問わず、高等法院が判決または命令を下した民事事件（同法67条）。

(3) 高等法院

高等法院は、憲法制定当初はマラヤとサバおよびサラワクに一つずつ設けられていたが（121条1項），経済発展に伴う事件数の増加により，1990年代に次々に増設され^⑯，現在は全国に20カ所ある。マラヤ首席裁判官，サバおよびサラワク首席裁判官，ならびにその他の裁判官から構成され，裁判官は，マラヤに48名，サバおよびサラワクに7名いる。

高等法院には，1964年裁判所法により，①第一審管轄権，②上訴管轄権，および③監督的管轄権が与えられている。

①第一審管轄権——高等法院には民事および刑事事件について無制限の第一審管轄権が与えられている。刑事事件については，下位裁判所の審理することのできない死刑事件の管轄権を有していることが重要である（22条）。民事事件については，訴額25万リンギット以上の事件を審理できることに加え（23条），特に以下のような管轄権が与えられている（24条）。

- (a) 婚姻および離婚
- (b) 海事
- (c) 破産および会社関係の事件
- (d) 未成年者および未成年者の財産の後見人の任命および監督
- (e) 障害者および障害者の財産の後見人の任命および監督
- (f) 遺言の検認

②上訴管轄権——高等法院は，民事・刑事を問わず，セッションズ裁判所，治安判事裁判所，少年裁判所など一切の下位裁判所からの上訴管轄権を有する（26条・27条）。高等法院が許可すれば下位裁判所に係属中の事件を上訴することができるので，手続のいかなる段階での裁判記録をとりあげて審理してもよく，下位裁判所に係属中の事件を移管して自判することも可能である。

③監督的管轄権——高等法院は一切の下位裁判所の判決に対する監督的管轄権（司法審査権 [judicial review] ともいう。第III節2.で詳述）を有し（35条），いかなる人や機関に対しても，人身保護令状，職務執行令状，禁止令

状、権限開示令状および事件移送令状を発することができる。

2. 連邦裁判所および控訴院の新設

1994年に、上訴を担当する裁判所として、それまでの最高裁判所に代わり、連邦裁判所および控訴院が新設された。

二つの上訴裁判所が設置されることになったのは、イギリスの枢密院司法委員会への上訴が廃止されたことと関係がある。1970年代まで、高等法院からは連邦裁判所に上訴し、さらに連邦裁判所から枢密院司法委員会への上訴が可能であった。しかし、枢密院司法委員会への上訴は徐々に制限されるようになり、85年に全廃された。これに伴って連邦裁判所は最高裁判所と改称された。これにより、それまでの連邦裁判所および枢密院司法委員会という2段階の上訴システムが、最高裁判所のみの1段階になってしまい、弁護士会では、2段階の上訴システムの復活を求める声が高まっていたのである。

そこで、1994年に憲法および裁判所法の改正が行なわれ、2段階の上訴システムが再び採用されることになったのである⁽²⁰⁾。ただし、その後の法改正では、連邦裁判所は枢密院司法委員会の管轄権をそのまま引き継いだわけではなく、むしろ、従来存在した上訴の範囲を制限しようとする方向性がみられる⁽²¹⁾。

第1の改正時には、連邦裁判所の管轄権を定める裁判所法第96条は、枢密院司法委員会とほぼ同じ、控訴院の(a)訴額25万リンギット以上の民事判決、および(b)憲法条項の効力に関する判決からの上訴を認めていた⁽²²⁾。しかし、第2次の改正時に、民事判決について、高等法院が第一審管轄権の行使として判決した事項に限るとされ⁽²³⁾、セッションズ裁判所その他の下位裁判所からの上訴が排除された。さらに、第3次の改正時には、高等法院が第一審管轄権の行使として判決した事項で、なおかつ、初めて判断された一般原理の問題またはさらなる議論または連邦裁判所の判決が公共の利益となるような重要な問題を含むものに限る、とされた⁽²⁴⁾。この改正は、イギリスの控

訴院の実務を記載した書物⁽²⁵⁾に倣ったもののようにあるが、元になったものと、二つの点で大きく異なっている。すなわち、第1に、原典には、「原判決に誤りのあることが一見して明瞭である場合」が含まれていたのに対し、改正後の第96条(a)項では、この一節は削除されている。第2に、原典には、上訴の許可される状況を例示したものにすぎず、上訴を当該場合に制限されるとする一般的ルールを述べたものではないのである。

確かに、上訴は当事者の権利ではなく裁判所の裁量の問題であるが、原判決の誤りを正すことが上訴の重要な目的であると考えるならば、このような改正は上訴の範囲を著しく狭めるものであり、重大な不正義をもたらしかねない。例えば、「初めて判断された問題」といっても、控訴院が先例に拘束されることからすれば、初めて判断する機会はほとんどないことになってしまうであろう。

連邦裁判所も、第96条の上訴管轄権の規定を包括的なものではないと解したり、最終判断を行なう裁判所としての役割を強調して、上訴をある程度ゆるやかに認める傾向にあると考えられる⁽²⁶⁾。

3. 下位裁判所

(1) セッションズ裁判所

セッションズ裁判所は33カ所あり、裁判官は60名で、マラヤに52名、サバおよびサラワクに4名ずついる。セッションズ裁判所は、刑事事件について、死刑が科される犯罪以外の事件を審理する管轄権を有する。また、民事事件について、以下の事件を審理する管轄権を有する。

- (a) 土地の所有および賃貸借、差押え。
- (b) 訴額が25万リンギットを超えない事件。
- (c) 訴額が25万リンギットを超える事件について、当事者が合意した場合。ただし、賠償金額は最大で25万リンギットとする。

(2) 治安判事裁判所

治安判事裁判所は106カ所あり、裁判官の定員は151名（マラヤ122名、サバ10名、ラブアン1名、サラワクに18名）で、現在、実際には138名の裁判官がおり、その内訳はマラヤに118名、サバに7名、ラブアンに1名、サラワクに12名である。定員割れが起きているのは、地方には法律家の数が少なく、かつ治安判事の報酬の安いことが原因である。

治安判事は一級および二級に分けられる。

刑事事件について、第一級治安判事は、10年を超えない自由刑または罰金刑のみを科しうる犯罪、または、強盗、住居侵入および夜間の住居破壊を含む事件を審理する管轄権を有する。

一般的に、第一級治安判事の科しうる刑罰は、以下の上限を超えてはならない。

- (a) 5年の自由刑
- (b) 1万リンギットの罰金
- (c) 12回までの鞭打ち
- (d) 上記の刑罰の組み合わせ

しかしながら、1952年薬物取締法 (Dangerous Drugs Act 1952)、67年税関法 (Customs Act 1967)、53年賭博禁止法 (Betting Act 1953) のように、1万リンギット以上の罰金を科しうる場合もある。

民事事件について、第一級治安判事は、訴額が25万リンギットを超えない事件を審理する管轄権を有する。

第二級治安判事は、法曹資格を有せず、12カ月未満の自由刑を科しうる刑事事件について、6カ月以下の拘禁、1000リンギット以下の罰金、またはこれらを併せて科する権限のみを有する。

(3) 少年裁判所

1947年少年裁判所法 (Juvenile Courts Act 1947) により設置された裁判所である。10歳から18歳の少年の犯した、死刑を法定系刑とする犯罪以外の刑

事事件について管轄権を有する。少年裁判所は、第一級治安判事1名および一般市民の裁判員(advisor)2名(首相または州政府により任命され、うち1名はできる限り女性)から構成される。手続は当事者論争主義でなく、裁判所が少年に質問を行ない、証人を調べる。弁護士の立会いは可能である。手続は非公開だが、善意の新聞社の代表の傍聴が認められている。また、この裁判所からは高等法院に上訴が行なわれる。

4. 家庭裁判所の設置案

女性支援団体の連合体であるマレーシア女性団体連合会議(National Council of Women's Organizations Malaysia, NCWO)が中心となり、弁護士会等が協力して、家庭裁判所を新たに設置する計画が進んでいる⁽²⁷⁾。

現在マレーシアでは家事問題を専門に扱うところがなく、異なる民族間の婚姻など問題となる事件が増えてきているにもかかわらず、裁判所ごとの手続の相違や事件処理の遅延といった支障が目立ってきている。また、家事事件においては通常の民事事件とは異なるプライバシー保護も必要である。

そこで、専門スタッフを抱える家庭裁判所を設置するとともに、和解や調停を活用することによって、事件を迅速かつ効果的に解決しようというのである。手続の簡略化・法律扶助による費用負担の軽減も期待されている。

具体的には、家庭裁判所を設置してその内部に、(1)調停センター、(2)家庭保護センター(カウンセラー、無料法律相談、医学的検査、病院や福祉施設への照会を行なう)、(3)子どもの一時預かり所を設けること、(4)監護権争いについて、子の立場を代弁する国選弁護人を選任すること、(5)裁判所が親に対し育儿講習を受けさせる命令を出し、定期的に事後審査を行なうこと、が提案されている。

5. 労働裁判所 (Industrial Court)

1967年労働関係法 (Labor Relations Act 1967) により設置された機関であり、使用者と労働者、労働組合との間の紛争につき管轄権を有する。「裁判所」という名前はついているが、オーストラリアの「強制仲裁」の制度を取り入れたものであり、日本の労働委員会に類似した機能を有する⁽²⁸⁾。すなわち、その判断に原則として終局性が認められる点で仲裁機関としての性格を有するが、司法部ではなく労働省の下に置かれ、法曹によって運用されるものではない点、および、当事者の合意は不要であり、労働大臣 (Minister of Human Resources) が付託を行なった場合に管轄権を行使することができる点では、行政審判所としての性格を有する。労働裁判所は、国王任命の議長1名および審議官8名、ならびに使用者と労働者の代表（それぞれ労働大臣の指名した100名の母集団から議長により任命される）各1名の合計11名から構成され、当事者が主張していなくとも紛争解決に必要な救済を与えることができる。法律問題に関しては高等法院に付託することが義務づけられているが、上訴はなく高等法院の司法審査権に服するのみである。労働裁判所は、95年からの5年間で3倍という急激な事件数の増加により、事件処理が大幅に滞ってしまうという悩みを抱えており、政府は新たに6組の審議官を任命することとした⁽²⁹⁾。

II 属人法裁判所

1. シャリーア裁判所 (shariah court)

イスラム教徒の家族法や人事法、連邦法の規定する刑事法について、イスラム法 (shariah) やマレー慣習法を適用する裁判所である。

クアラルンプールおよびラブアン島連邦領のシャリーア裁判所を除いて、シャリーア裁判所はさまざまな州法や州憲法に基づいて設置される州の裁判所であり、管轄や手続についても州法で定められている。憲法の附則第9条第2表によれば、以下の事項が州の管轄であるとされる。

- (1) クアラルンプールおよびラブアン島の連邦領を除いて、イスラム法およびイスラム教を信仰する者の家族法。相続、遺言、婚約、婚姻、離婚、寡婦産、扶養料、養子、嫡出、後見、贈与、財産分与、慈善または宗教目的の信託の規制、受託者の任命、イスラム教の宗教または慈善目的の寄付、組織、信託、慈善事業に関する法人の設立、および完全に州内で活動する慈善事業および慈善団体に関するイスラム法を含む。
- (2) マレーの慣習。ザカート (*zakat* : 喜捨)⁽³⁰⁾などのイスラム教の収入。
- (3) モスクその他のイスラム教の礼拝の場所。
- (4) イスラム教の教義に反するイスラム教信者の犯罪の創設および処罰。
ただし、連邦の管轄に入る場合を除く。
- (5) イスラム教信者に対して、かつ、本条に定められた事項について管轄権を有するシャリーア裁判所の構成、組織および手続。ただし、連邦の管轄に入る犯罪、イスラム教信者の教義の規律を除く。
- (6) イスラム法およびマレーの慣習上の事項の判断。

上記の規定により、シャリーア裁判所は両当事者がイスラム教徒である民事事件の管轄権およびイスラム教徒のイスラム教に反する犯罪について限定的な刑事管轄権を有するが、州法により規律されるだけでなく一定の連邦法に服する。例えば、シャリーア裁判所により科される刑罰は、イスラム教信者の連邦法に特定された犯罪に限られる。このことを具体化しているのが1965年シャリーア裁判所刑事管轄権法 (Muslim Courts (Criminal Jurisdiction) Act 1965) の改正であって、宗教上の犯罪には、親族の間での性交渉、反自然的性交渉、近親相姦、売春、飲酒、ラマダン（断食月）に断食をしないこと、ザカートおよびフィトラ (*fitrah* : 供物)⁽³¹⁾を支払わないことなどが含まれる。1984年改正による同法第2条に基づき、シャリーア裁判所の刑事管轄

権は、3年以下の自由刑、5000リンギット以下の罰金、6回以下の鞭打ち、または以上の刑罰の組み合わせに拡大された。これは89年改正法によりサバ州およびサラワク州にも拡張された。

1988年の憲法改正により、121条に1A項が新設され、高等法院および連邦法により設置される下位裁判所は、「シャリーア裁判所の管轄内にある事項について管轄権を有しない」と定められた。結果として、憲法の附則第9条第2表に掲げられた事項について通常裁判所の管轄権を剥奪することになった。しかしながら、シャリーア裁判所で当事者となるのはイスラム教徒だけであって、当事者の一方がイスラム教徒ではない場合についてシャリーア裁判所は管轄権を有せず、通常裁判所が事件を扱うことになる。例えば、母がイスラム教徒ではないが父がイスラム教徒である場合の子の監護権争いのような場合がそうである。同様に、1976年婚姻および離婚法改正に基づき、高等法院は離婚の原因が夫婦の一方のみのイスラム教の改宗にあるかどうかを判断する権限を有する。シャリーア裁判所と通常裁判所の管轄権について争いがあるときは、まず初めにシャリーア裁判所に管轄権があるかを判断し、事件がシャリーア裁判所の管轄内にないならば、高等法院の管轄権が剥奪されることはない。言い換えれば、連邦憲法第121条1A項は、シャリーア裁判所の管轄内にある事項については高等法院の管轄権を制限しているが、自動的にシャリーア裁判所に管轄権を付与するものではなく、州法でシャリーア裁判所に管轄権を付与しなければならない。したがって、州法がシャリーア裁判所に州の権限一覧の事項を扱う管轄権を付与していない場合、シャリーア裁判所は当該事項を扱うことはできず、高等法院はこれらの事項について管轄権をもちつづけることになる⁽³²⁾。

1993年(連邦領)イスラム法運用法(Administration of Islamic Law(Federal Territories) Act 1993)および1989年(スランゴール州)イスラム法運用法(Selangor Islamic Law Administration Enactment 1989)は、シャリーア裁判所を以下の三段階に組織している。

- (1) シャリーア下位裁判所、民事および刑事の第一審管轄を有する。

- (2) シャリーア高等法院、第一審および上訴管轄を有する。
- (3) シャリーア上訴裁判所。

パキスタンなど他のイスラム教国でも二審制または三審制のシャリーア裁判所が設置されている例はあるが、マレーシアにおけるこのような審級制度の導入は、その管轄権などからみて、通常裁判所の審級制度の影響を受けたものと思われる。また、判例集の編纂や出版に向けた動きが見られるなど、シャリーア裁判所によるイスラム法の運用は、コモンローのやり方に倣うようになってきているといわれている⁽³³⁾。

イスラム家族法やイスラム刑事法は各州で制定されているが、その内容は多様であり、連邦政府はその内容の統一を求めて、模範法典としての1984年(連邦領)イスラム家族法 (Islamic Family Law (Federal Territories) Act 1984) を制定した。

近年、野党汎マレーシア・イスラム党 (PAS: Persatuan Islam Sa-Malaysia) の台頭に象徴されるように、イスラム法を一般法に組み入れ、宗教に関係なく適用すべきであるというイスラム教徒からの主張も目立っている⁽³⁴⁾。

2. 原住民裁判所 (Native Court)

「原住民」(native) とは、具体的にはボルネオ島に居住するイバン族、カダザン族などの少数民族をいい、マレー語を話しイスラム教を信仰する「マレー人」(Malays) や、マレーシア半島西部に居住するネグリート族、セノイ族、および原マレー族を指す「土着民」(aborigine or orang asli) とは区別される⁽³⁵⁾。

原住民裁判所はサバおよびサラワクにのみ設置され、その最下位のものは原住民の部族の長に、裁判官としての権限を与えるというものである。扱いうる事件は原住民の訴額の低い民事事件か、軽微な刑事事件に限定される。

サラワク州では、村長裁判所、首長裁判所、首長上位裁判所、原住民地方裁判所、原住民裁判所、原住民控訴裁判所の6段階に組織されている。

原住民裁判所が管轄を有するのは、次の場合である。

- (1) 全ての当事者が同じ属人法に服している場合、原住民の法および慣習の違反。
- (2) 一方の当事者が原住民である場合、宗教・婚姻・性に関する原住民の法および慣習の違反から生じた事件。
- (3) すべての当事者が同じ属人法に服している場合、訴額2000リンギット未満の民事事件。ただし、シャリーア裁判所の管轄する事件を除く。
- (4) イバン族慣習法 (*adat iban*) その他の慣習法に特定された軽微な刑事事件で、原住民裁判所の科しうる限度内での罰金を科すもの。

これに加えて、「その他の法律により管轄権を有すると特に規定された事件」。

原住民裁判所は次の場合には管轄権を有しない。

- (1) 犯罪の結果、人の死が引き起こされたもの。
- (2) 刑法典上の犯罪。
- (3) 1976年婚姻および離婚改正法、および婚姻登録法により規制される非イスラム教との婚姻および離婚に関する手続。ただし、結納または姦通に関する請求で原住民の法および慣習のみに基づくものを除く。
- (4) 土地法典に基づき登記された土地の権限または利益に影響を及ぼす手続。
- (5) 原住民の法および慣習の違反で、その刑の上限が普通法の法定刑の下限に達しないもの。
- (6) イスラム教徒の1991年イスラム家族法令 (*Undang Undang Keluarga Islam 1991*) の違反、またはマレー人のサラワクでのマレー慣習違反。
- (7) 1991年シャリーア裁判所法に基づき、シャリーア裁判所の管轄内にある民事および刑事事件。
- (8) サラワクで有効な成文法に基づく手続。

III 司法審査権

1. 「司法審査権」の意義

「司法審査」(judicial review)という言葉は、アメリカ合衆国や日本では専ら「具体的な事件の解決の過程で裁判所が憲法判断を行なう」という付隨的違憲審査権（日本国憲法81条参照）の意味で用いられているが、元来イギリス法では「司法審査」とは事件移送令状・職務執行令状・禁止令状などの国王大権に基づく令状により、上位裁判所（特に、王座裁判所(King's Bench)）が下位裁判所の判決や行政機関の決定を監督的に審査することをいい、上訴とは区別される裁判管轄権の行使を意味する。

マレーシアは、イギリス法を継承しつつ、アメリカ法を起源とする、(1)成文憲法に基づく違憲審査権、および(2)連邦制という二つの制度を導入しているため、「司法審査」という言葉の使い方には注意を要する。すなわち、大別して以下のような二つの異なった意義がある。

- (1) 上級裁判所が下級裁判所の判決や行政機関の決定を監督的に審査すること。マレーシア法において「司法審査」(judicial review)といえば、通例この意味である。
- (2) 成文憲法に基づき、法令その他の政府の行為の合憲性を判断すること。「違憲審査」(constitutional review)。マレーシアでは、「憲法解釈(権)」(constitutional interpretation)という語が用いられることが多い。この意味での審査権はさらに、具体的な事件の存在を前提とせず、裁判所が直接に法令の違憲性を判断できるという、(a)抽象的違憲審査（ドイツ連邦憲法裁判所など）と、前述した(b)付隨的違憲審査の二つに区別することができる。また、判断の対象となる事項によって、①三権分立違反、②連邦と州の権力分立違反、③人権規定違反の三つに区別すること

もできる。

マレーシアの裁判所は、(1)の意味での監督的管轄権を継承しつつ、憲法第4条で憲法の最高法規性とともに、憲法に違反する法律は無効であると規定していることにより、(2)(b)①・③の付隨的違憲審査権（日本の裁判所の有する「違憲審査権」と同義。）を有する。また、連邦裁判所には、憲法第121条1項による(2)(b)②の連邦対州の問題の審査権が与えられている。さらに、第130条で国王の諮問に答える助言管轄権のなかには(2)(a)の抽象的審査権が含まれていると考えられる⁽³⁶⁾。

本節では、マレーシアにおけるこれらの「司法審査権」の特質および運用について論ずる。

2. 下位裁判所の判決や行政機関の決定に対する審査権

この意味の審査権は、第53高等法院規則⁽³⁷⁾に規定されており、当事者の少なくとも一方が裁判所に申請をして許可を得ることが要件である。高等法院が下位裁判所の判決や行政機関の決定を審査する理由は、以下の三つに要約しうる。

- (1) 違法性。関連性のない事実を考慮に入れたり、関連性のある事実を考慮に入れなかったため、誤った判断の下された場合をいう。
- (2) 合理性。「裁量権の逸脱」があったかどうかを審査する場合であって、イギリス貴族院の指導的先例である Wednesbury 判決⁽³⁸⁾によれば、ある判断が不合理であるとされるのは、「その判断が権限内にあるとは通常人が夢にも思わないほどばかげている場合」をいうとされる。
- (3) 手続的瑕疵。手続的公正または自然的正義 (natural justice) に違背したことをいう。

法律に司法審査を排除する定めのある場合、司法審査を行使しうるのは下位裁判所や行政機関が管轄権を逸脱した場合 (jurisdictional errors of law) に限られるとされていたが、1995年に控訴院はこの原則を変更し、裁判記録

上の誤りを含むすべての法律上の誤りについて司法審査権を行使しようと判示した⁽³⁹⁾。さらに1997年の Rama Chandran 判決⁽⁴⁰⁾は、「手続のみならず実体も」司法審査の対象になると判示し、司法審査の対象を「手続が適正に行なわれたかどうか」に限定する Wednesbury 判決の原則⁽⁴¹⁾を変更した。この先例変更により、マレーシアにおける司法審査の範囲は飛躍的に拡大されたことになり、上訴との違いがほとんどなくなってきたと評価しうる。さらに、新しい傾向として、大陸法における「比例性の原則」を導入しようとする動きもみられる。Tan Teck Seng v. Suruhanjaya Perkhidmatan Pendidikan⁽⁴²⁾では、「法の下の平等（憲法第8条1項）の中核をなす公正さの要件を、生命の保障（第5条1項）が生活手段の保障を含むことと併せて解釈すれば、事実に照らして公正な手続がとられなければならないだけでなく、事実に照らして公正かつ正義に適った刑罰が科されなければならない」とされた。

しかし、このような司法積極主義的な方向転換に逆行する動きもある。Ng Hock Cheng v. Pengarah⁽⁴³⁾において連邦裁判所は「比例性の原則」を認めなかつた。また、Michael Lee v. Menteri Sumber Manusia⁽⁴⁴⁾において、「裁量権は裁判所ではなく首相に与えられているのであるから、裁判所は上訴と同じように事件を審理する誘惑に打ち克たねばならない」と判示された。したがつて、司法審査権の範囲に関しては、将来的には積極的な方向性が望まれるとしても、現在は不透明な状況にあるといえる⁽⁴⁵⁾。

3. 違憲審査権

違憲審査権はアメリカ合衆国において判例法上確立された制度である。有名な Marbury v. Madison⁽⁴⁶⁾においてマーシャル首席裁判官は、「憲法が最高の法であり、法を解釈適用することは裁判所の職責である以上、ある事件に憲法と法律がともに適用される場合、憲法を優先させ法律を無効とすることが裁判所の義務となる」と述べている。

いわゆる違憲審査権の正統性についての議論は、裁判所にこの権限を認めるとか否かにとどまらず、その行使の仕方や憲法解釈の指針にも及ぶものであって、この制度が憲法上明文で認められているマレーシアにおいても問題となる。憲法の意味するところは必ずしも自明ではなく、また、憲法の文言それ自体で何らかの効力が発生するわけではないから、憲法を解釈・適用し執行していく「憲法の番人」としての裁判所の役割が必要であること、および、議会の依拠する多数決原理は決して万能・無謬のものではなく、多数決原理によってはすくい上げられることのない少数者の権利を守るために、裁判所による多数決原理の制限が必要であること、などの理由から、肯定的に考えるのが妥当であろう。

違憲審査権の行使に際し、憲法を解釈することが必要となるが、マレーシアの状況を考えると、大別して二つのやり方 (approach) が考えられる。第1は、憲法を通常の法律と同じやり方で解釈するやり方である。国会主権を大原則とするイギリス法における法律の解釈は、文理解釈を大原則とし、立法目的などの立法経緯も参照してはならないとされる。第2は、憲法を通常の法律とは異なった「基本法」 (fundamental law) あるいは「発展成長する法」であると考えて、リベラルな解釈を行なうことである。「基本法」としての性格をもつ以上憲法の規定は詳細にはなりえず、改正も頻繁には行なわれないから、憲法解釈は必然的に価値判断を伴う一種の法創造とならざるを得ないという認識が背景にある。

マレーシアの裁判所はこれまでイギリスの伝統に忠実に、第1の立場をとってきたといえる。Loh Kooi Chon v. Government of Malaysia⁽⁴⁷⁾においても、「憲法は外国の影響にかかわらずそれ自体の文言で解釈されるべきであり、裁判所は法を解釈するのであって法を創造するのではない」と述べられている。そもそも憲法のなかに、「表現・集会・結社の自由を連邦の安全・公共善または道徳のための立法により制限しうる」とする第4条2項のような違憲審査権を抑制する規定のあることも大きいであろう⁽⁴⁸⁾。

裁判所は具体的には、予防拘禁、法の下の平等、逮捕された者の弁護権、

人身の自由や居住の自由について文理解釈を探り、他方、憲法改正の限界については、議会はいかなる改正をもなしうると判示してきた。

しかし、前述の *Tan Teck Seng v. Suruhanjaya Perkhidmatan Pendidikan*⁽⁴⁹⁾において、控訴院はリベラルな解釈を打ち出した。同判決において、(1)「生命」という語は「生活の手段」も含むと広く解釈され、(2)「法の下の平等」は、ある者の現在の状況が手続的公正さの出発点となると解釈される、(3)これら二つの条文をあわせて解釈すれば、生命および自由の保障には手続的公正さの保障も含まれていると解することができる、と述べた。さらに同判決では、これまでタブーとされてきた外国（インド憲法）の先例を援用して解釈を行なったことも注目される。

連邦裁判所がこのようなりべらるな解釈が許容されるかどうかについて判断を行なう機会はまだなく、今後の動向が注目される⁽⁵⁰⁾。

4. 連邦と州の権限配分に関する審査権

連邦制とは、国家主権を連邦と州の各々の政府に配分するものである以上、連邦の権限と州の権限の抵触について判断する機関が必要になってくる。マレーシア憲法第121条1項は、このような連邦と州の権限配分についての判定権は、連邦裁判所の専権（=排他的第一審管轄権）であると定めている。

しかしこの権限の抵触が争点となったのは過去2回しかない。その理由は、マレーシアの連邦制はアメリカ合衆国の連邦制とは異なり、州に一般的な規制権限 (police power) を認めず、もともと連邦政府に有利なものとなっているからである。憲法の附則第9条は、第1表で連邦の権限、第2表で州の権限、第3表で競合する権限を列挙するが、憲法74条の定める解釈の指針によると、第1に、列挙されている権限に一般的な表現とより具体的な表現が用いられている場合には、一般的な表現がより具体的な表現により制限されていると解釈されることはならず、第2に、連邦法と州法が抵触する場合に

は、州法はその限度で無効である、とされている。したがって連邦が第1表、州が第2表に基づいて相互に抵触する立法を行なった場合だけでなく、連邦と州がともに第3表に基づいて立法を行なった場合にも、連邦法が優越することになっているのである。

裁判所は、なるべく連邦法と州法の抵触を避けるような解釈を行うが、法律がどの列举権限に基づくものであるかについては、問題となる法律全体を吟味してその性質を判断するという「核心および実質」(pith and substance)ルールによっている。

過去に連邦法と州法の抵触が問題となった例としては、連邦政府による刑法典の改正が、公序一般に関わる犯罪ではなく、専らイスラム教に違反する犯罪を連邦法で規定するものであり、第2表の州の権限を侵すことになり違憲無効とされたことがある⁽⁵¹⁾。さらに最近問題になっているのが、環境問題に関する規制権である。「環境保護」という項目は附則第9条のどこにも掲げられてはいない。憲法制定当時、環境問題はそれほど重要な問題ではなく、それは州の権限に属すると考えられていた。しかし今日、効果的な環境保護政策の実施のためには、全国的な立法が不可欠であって、将来的には憲法改正が行なわれることが望ましい。当座の便法として、第1表にある「連邦政府と外国との条約または合意、および、国際機関の決定の執行」に環境保護が含まれると解することもできるが、この場合には、連邦法を制定する際に州の同意を得ることが必要である⁽⁵²⁾。

IV 司法権の独立

1. 裁判官

上位裁判所の裁判官は首相の助言に基づき、州王会議に諮詢した後、国王により任命される（憲法122条のB）。首相の助言は適切な当事者（例えば連邦

裁判所の裁判官を任命する場合には連邦裁判所首席裁判官)に諮詢した上でなされる。資格としてマレーシア国籍と10年間の弁護士経験または連邦政府もしくは州政府での法律実務の経験が必要である(123条)。

上位裁判所裁判官の定年は原則として65歳である。国王は首相または首席裁判官の助言を得て上位裁判所裁判官を罷免する権限を有するが、罷免事由は裁判官の倫理規則違反または心身の障害その他の原因による無能力に限られ、かつ、弾劾裁判所での弾劾を経なければならぬ。弾劾裁判所は上位裁判所の裁判官5名以上により構成され、連邦裁判所首席裁判官により主宰される(125条)。上位裁判所裁判官の行為は上下各院の総議員の4分の1以上の賛成がない限り、国会で審議されることはない。また、州議会で上位裁判所裁判官の行為を審議することは禁止されている(127条)。

2. 司法権の独立

司法権の独立には大別して二つの意義がある。第1は司法部の独立である。これは三権分立の要請であり、司法部内部の事項について行政部や立法部から干渉や介入を受けないことをいう。第2は裁判官の独立である。個々の裁判官が法と良心にのみ従って裁判を行なうことができるよう、裁判官の身分を保障し、在職中その報酬の減額を許さないのである。

さらに、英米法の伝統である法曹一元によって、英米法系の裁判官は、以下のような特色を有している。法曹一元とは、単に弁護士の中から裁判官が選ばれるにとどまらず、かつて法曹学院(Inns of Court)を通じ一種のギルドを形成した専門的職業集団としての法曹の自律性および自治をも意味する⁽⁵³⁾。そこで第1に、裁判官はこのギルドの長老格であり、学識・経験ともに優れた者が選ばれる。ここから、裁判官の訴訟指揮のなかに後輩に対する「教育的指導」が織り込まれるということも生ずる。第2に、裁判官は1人で一人前であり、お互に対等である。したがって、日本の判事補のような「半人前の裁判官」はありえないし、報酬に大きな格差をつけることも

許されない。

以上のような司法権のあり方は、マレーシアにおいて比較的良く守られてきたといえる。しかしこのような伝統が著しく侵害されたのが「1988年の憲法危機」と呼ばれる出来事である。

3. 1988年の憲法危機および憲法改正

マレーシアで、憲法の枠組みが脅かされた事件は過去何回かあるが「1988年の憲法危機」とよばれる出来事は、司法権の独立を大きく揺るがしたものであった。すなわち、与党 UMNO 内部の派閥争いの結果、高等法院が UMNO を違法とする判決を出したことに関連して、マハティール首相と対立した最高裁首席裁判官トゥン・サーレーおよび 2 名の最高裁裁判官が弾劾により罷免されたのである。

1987年 4 月に行なわれた UMNO 党首・副党首選挙は、マハティール派とラザレー派によって争われたが、非常な僅差でマハティール派が勝利した。これに不満のラザレー派支持者は、結社登録局 (Registrar of Societies)⁽⁵⁴⁾ に承認されていない党支部の党員による投票が行なわれたことなどを理由に選挙のやり直しを求めて高等法院に出訴した。被告となったマハティール派は、承認のない支部が設立されたことにより UMNO は違法な結社となつたので、原告は執行しうる利益をもたないと抗弁し、高等法院もこれを認めた。与党が違法と判定されたことにより、政府や首相を批判したり、新党を設立しようとする動き⁽⁵⁵⁾ などの政治的な混乱が生じた。マハティール首相がかねてから裁判所に批判的である一方、ラザレー派は最高裁判所に上訴したことから、行政部と司法部との緊張が高まった。

このようななか、1988年 4 月に最高裁首席裁判官トゥン・サーレーは、事態を収拾するため国王による仲介を要請する手紙を書き送った。国王がこの件についての首相の助言に従って、これを拒否した後、首相は、首席裁判官は非行および首席裁判官としての職務を行ないえないという理由で罷免され

表1 2000年度の事件数

		提訴事件数	処理件数	継続中
治安判事裁判所	(民 事)	299,411	140,248	159,163
	(刑 事)	1,087,617	749,399	338,218
セッションズ裁判所	(民 事)	155,478	71,149	84,329
	(刑 事)	7,997	4,876	3,121
高等法院	(民 事)	100,047	45,812	54,235
	(刑 事)	4,068	2,265	1,803
控訴院	(民事裁量上訴)	3,048	1,867	1,181
	(民事権利上訴)	8,061	3,629	4,432
	(刑事裁量上訴)	128	101	27
	(刑事権利上訴)	1,010	552	458
連邦裁判所	(民事裁量上訴)	584	421	163
	(民事権利上訴)	3,229	3,216	13
	(刑事上訴)	63	43	20

るべきであるとして弾劾裁判所を設置させた。トゥン・サーレーは、弾劾裁判所での手続の差止を求めて高等法院に提訴したが、高等法院が仮差止め (interim restraining order) を拒むと最高裁に申立てを行ない、5名の最高裁判官がトゥン・サーレーを支持して仮差止めを認めた。ところが、その後にこれら5名の裁判官に対しても弾劾の手続が開始され、弾劾裁判所により仮差止めも無効であるとされた。

結局、トゥン・サーレーおよび2名の裁判官が罷免されることになった。これに対しては、前首相トゥンク・アブドゥル・ラーマンを含む政治家、法律家から厳しく批判され、1990年の総選挙の争点の一つにもなった。首席裁判官および2名の最高裁判官が辞めさせられるべき理由はなく、司法権の独立に対する違憲な介入であり、司法部のみならず中央政府全体に対する信頼を大きく損なった事件といえる⁽⁵⁶⁾。この事件は、政治的権力闘争に裁判所が巻き込まれた場合、司法権の独立に大きな脅威が及ぶおそれのあることを示している。

さらにこの事件後、司法権に関する憲法条文が改正された。1988年改正以

前は、憲法121条は、「連邦の司法権は、高等法院、および、連邦法の定める下級裁判所に属する」と定めていたが、改正後、上級裁判所の管轄権の規定に改められた。このことにより、議会が裁判所の管轄を立法により制限する可能性が出てきたといわれている⁽⁵⁷⁾。

ただし、このような事件を経ても、司法審査権の行使に積極的な潮流は1990年代に入ってなお継続・拡大したと評価できるであろうし、弁護士会の活動は今日もきわめて活発であり、政府の方針に異を唱えることもしばしばあって、マハティール首相をして「弁護士会は専門職という隠れ蓑を捨て政党となつたらどうか」と言わしめるほどである⁽⁵⁸⁾。

なお、政治的権力闘争と司法部という観点からは、近時のアンワール事件（1998年にアンワール副首相が反自然的性交〔同性愛行為〕および瀆職〔司法妨害〕の罪で逮捕・起訴された事件）が注目される。本件はなお係争中であるが、これまでのところ裁判所は、副首相による司法妨害というより明確で非難可能性の高い訴因について切り離して先に審理・判断するなど「政治の藪」に深入りしない堅実な姿勢を保っているといえる⁽⁵⁹⁾。

V 法律家

マレーシアでは、イギリスの伝統に基づき、法曹一元制度が採用されている。すなわち、法学教育を終えた者はすべて弁護士となり、そのなかから学識・経験ともに優れた者のみが裁判官として任用されることになるのである。ただし、バリスターとソリシターの区別がない点は、イギリスと異なっている。

1. 弁護士

マレーシアの弁護士は、バリスター、ソリシターの区別がなく、一括して

表2 マレーシアの弁護士数

年	資格を与えられた者	実務に就いた者			有資格者の合計
			女性	男性	
1995	1,052	957	447	510	5,968
1996	1,159	1,057	544	513	6,796
1997	1,155	1,018	509	509	7,300
1998	1,190	1,019	523	496	8,124
1999	1,134	1,027	564	463	8,879
2000	1,155	934	502	432	9,595

advocate and solicitor と呼ばれる。約1万人で、20年間で4倍に増えており、近時は女性の進出が著しい。人口に比して弁護士の数は多いが（2000人に1人で、日本の20倍の比率）、ほとんどの弁護士が大都市に事務所を構えるため、地方では弁護士の足りないところもあるという。

マレーシアで弁護士となるには、(1)国内または外国の指定の大学で法学士の学位を取得し、(2)弁護士倫理講座を含む研修を受け、(3)その他の弁護士法上の要件を充たす必要がある。加えて、(4)外国の大学で学位を取得した者は、法律実務認定試験（Certificate of Legal Practice）と呼ばれる試験に合格する必要がある。統一的な弁護士試験はない。ただし、1984年からマレー語試験が課せられるようになった⁽⁶⁰⁾。外国での学位取得が認められているのは、1972年まで国内に法学教育を行なう機関がなかったことが主な原因である。

国内の大学として指定されているのは、次の5校である。マラヤ大学、マラ技術大学、国際イスラム大学、マレーシア国立大学。これらのうち国際イスラム大学とマレーシア国立大学はもとはブミプトラ専用の大学であり（近年は華人やインド人の入学も認められるようになった），マラヤ大学にもブミプトラ政策⁽⁶¹⁾に伴う60%のマレー人枠がある。

外国の大学として指定されているのは、シンガポールにシンガポール大学（旧マラヤ大学）をはじめ5校、オーストラリアに14校、ニュージーランドに

5校ある。このほか、イギリスのバリスターおよびソリシターの資格、アイルランドのバリスターの資格も学位として認められる。

法律実務認定試験は、外国の学位取得者について以下の科目的筆記試験を行なうものである。(1)一般教養、(2)民事訴訟法、(3)刑事訴訟法、(4)証拠法、(5)実務。

研修は、7年以上の継続した実務経験のある弁護士について、9カ月行なう。研修後、弁護士資格を申請することができる。ただし、連邦形成時の協定により、サバ州およびサラワク州で弁護士活動を行なうには、別途これらの州政府に申請を行なう必要がある。

弁護士の活動は1976年弁護士法 (Legal Profession Act 1976) その他の法律により規律される。これらの法律は弁護士の適正な行為や倫理、懲戒手続を規定するほか、弁護士が依頼者から訴えられた場合の保険を設立するもの⁽⁶²⁾もある。

弁護士会の活動はきわめて活発である⁽⁶³⁾。貧困者に対する法律扶助センターはほぼすべての市や町にあるといわれ、刑事事件について公判段階で弁護を行い、民事事件についても扶助を行なっている。さらに、弁護士会は隨時に各種の公式声明を出し、その内容は、出版物・報道取締法への反対、障害者保護立法を行なうべきことの勧告、少年刑務所の改善要求、連邦裁判所裁判官が休暇中に担当中の事件の一方の弁護人と会っていたことの批判、被疑者に接見しようとした弁護士が接見を拒否された上逮捕されたことに対する抗議、首相や司法長官の弁護士会批判に対する反論などきわめて多岐にわたり、報道の自由の制限されているはずのマレーシアにおいて、きわめて自由かつ進歩的に発言を行なっているといえる⁽⁶⁴⁾。

2. 檢察官

マレーシアにおいては日本の「検察官」にそのまま対応する官職は存在せず、検察官起訴独占主義・独任制の官庁という建前もとられていないことに

注意する必要がある。すなわち、弁護士が司法長官（Attorney General）により、司法長官のアシスタントである「次席検察官」（deputy public prosecutor）に任命されて公訴の手続を行なうほか、警察官や私人による公訴提起も認められているのである⁽⁶⁵⁾。また、司法長官や次席検察官には独立の捜査権がなく、捜査が必要であるときには警察や治安判事に要求を行なうことになっている点も、日本と相違する。

司法長官の役割を整理すると、以下のとおりである。

- (1) 閣僚の一員として、国王および他の大臣から照会された法律問題に関する助言を行なうこと。
- (2) 檢察官として、すべての公訴を監督し、指揮すること。
- (3) 公判のため下位裁判所から高等法院に、事件を移送すること。
- (4) 公益のための民事訴訟を提起すること。

まとめ

以上のように、マレーシアではイギリス法の伝統が大きな影響を与えてきており、それは具体的な裁判所制度の枠組みを形作っているほか、先例を中心とする法律家の物の考え方⁽⁶⁶⁾ や法曹のあり方など抽象的・理念的なところにも、コモンロー的な特徴が強くうかがえる。

現代社会における訴訟件数の増加や専門的な事件処理の必要性は、マレーシアの裁判制度においても変革を促している。具体的には、控訴院や高等法院など普通裁判所の増設、労働裁判所などの専門的処理機関の拡充がなされ、また、国際仲裁センター・マレーシア弁護士会の調停センター、家庭裁判所などを中心にADRの活用の方向性が模索されている。さらに、弁護士の数が大幅に増えていることにも注目すべきである。

また、マレーシアの国としてのブミプトラ政策は、大学入学の際のマレー人枠、弁護士資格をとるためのマレー語試験、下位裁判所でのマレー語の

使用の広まりなど、裁判制度にも影響を及ぼしている。

強権的なマハティール体制対司法部という問題においては、確かに1988年の憲法危機は大きな打撃であった。しかしその後の判例の展開をみると、行政機関に対する司法審査権や違憲審査権を積極的に活用していこうとする控訴院の一連の判決など裁判所の役割を拡大しようとするリベラルな動きが封じ込まれてしまったわけではない。

2000年に外務省内に人権委員会 (Human Rights Commission) が設置されたことは、人権問題に敏感な国際世論に配慮したものと推察され、その権限は人権侵害の調査、報告、および勧告に限られたものであり、訴訟に直接関与することは禁じられている。しかし、調査や報告によって問題点を摘示するだけでもある程度は人権侵害を抑止する効果が見込まれるのであって、さらに、明らかになった情報を私人や司法長官による訴訟の根拠として用いることが許されるならば、人権侵害に対する訴訟を支援する機関として運用していくことも不可能ではないであろう⁽⁶⁷⁾。

また、司法部の独立（ひいては一層のマレーシアの民主化）を下支えする存在として、公式声明などを通じた弁護士会の活発な活動はきわめて重要なものであると思われる。「この国ではわれわれだけが歯に絹着せずものを言っている」という一弁護士の発言に象徴されるように、報道の自由が制限されているなかで、政府を監視・批判することができ、かつ国民から信頼されている専門的職業集団の存在は大きいであろう。

なお、本稿で論じきれなかったマレーシア法の新しい展開として、イスラム法復権の動きがある。すなわち、イスラム銀行の設立⁽⁶⁸⁾ や、クランタン州でのイスラム刑法制定⁽⁶⁹⁾ 等である。

[注]

- (1) マレーシアの各種の統計および近時の動向について、『アジア動向年報』(各年版 アジア経済研究所) の「マレーシア」を参照。また、Berita Publishing ed., *Information Malaysia Yearbook 2000*, 2000 ; The Economist

- Intelligent Unit, *Country Report: Malaysia*, Dec. 2001.
- (2) マレーシアの法制史について、安田信之『東南アジア法』日本評論社2000年 170～179ページ。また、Wu Min Aun, *The Malaysian Legal System*, Addison Wesley Longman Sdn. Bhd., 1999, pp.1-31.
- (3) マレーシアの憲法について、大村泰樹「マレーシアの憲法制度」(作本直行編『アジア諸国の憲法制度』アジア経済研究所 1997年) 49～84ページ。また、David Hay et al. ed., *2 Halsbury's Law of Malaysia: Constitution*, Malayan Law Journal Sdn. Bhd., 1999 ; R. H. Hickling, *Malaysian Public Law*, Pelanduk Publications, 1997.
- (4) Art. 150-151 ; See Andrew Harding, *Law, Government and the Constitution in Malaysia*, Malayan Law Journal Sdn. Bhd., 1996, pp.159, 223.
- (5) Civil Law Act 1956, ss. 3(1), 5 ; See Sharifah Suhana Ahmad, *Malaysian Legal System*, Malayan Law Journal Sdn. Bhd., 1999, pp.121-137.
- (6) Id., s. 6 ; United Malayan Banking Corp. Bhd. v. Pemungut Hasil Tanah, Kota Tinggi [1984] 2 MLJ 87.
- (7) Dato James Foong, *The Malaysian Judiciary: A Record from 1786 to 1993*, Malayan Law Journal Sdn. Bhd., 1994, p.101.
- (8) なお、労働裁判所以外の行政審判所としては、次のものがある。①消費者申立て審判所、②著作権審決所所得税特別委員会、③土地収用審判所。また、現在存在する行政または民間の調停機関としては、次のものがある。①弁護士会の運営するマレーシア調停センター、②保険調停局、③銀行調停局。さらに、国際的仲裁機関として、アジア・アフリカ諸国41カ国が参加するアジア・アフリカ法律諮問委員会により1978年にクアラルンプール地域仲裁センター (Kuala Lumpur Regional Centre for Arbitration: KLRCA) が設置されている。See Sharifah Suhana Ahmad & Christiana Suvariaru, "Alternative Dispute Resolution as an Alternative Means of Accessing Justice in Malaysia," in Institute of Developing Economies (IDE-JETRO) ed., *Law, Development and Socio-Economic Changes in Asia*, 2001 ; Ranjan Chandran & Chitravathy Balasingham, "Alternative Dispute Resolution: The Vision of Tomorrow," *Malayan Law Journal*, Vol.2, 1998, p.iv.
- (9) R. S. Milne & Diane K. Mauzy, *Malaysian Politics under Mahatir*, Routledge, 1999, pp.103-121.
- また、マレーシアの政治について、荻原宣之『マレーシア政治論』弘文堂1989年；大村泰樹「マレーシアの民主化と法」(作本直行編『アジア諸国の民主化と法』アジア経済研究所 1998年) 111～141ページ；中村正志「複合社会における半民主体制と市民社会」(岩崎育夫編『アジアと市民社会』アジア経済研究所 1998年) 109～136ページ。

- (10) マレーシアの裁判所について, Dato James Foong, *supra*, note 7.
- (11) 田中英夫『英米法総論(下)』東京大学出版会 1980年 365ページ。
- (12) 裁判所の名称として、「〇〇院」というのは奇異に思われるかもしれないが, ① High Court を「高等裁判所」と訳すと, 日本の高等裁判所に相当する裁判所ではないかとの誤解を与えるおそれのあること, ②マレーシアの High Court はイギリスの High Court にほぼそのまま対応する位置づけや管轄権を有しているのであり, イギリスの High Court の訳語として定着しているものに従うべきことから, 「高等法院」の語を用いる。田中英夫編『英米法辞典』東京大学出版会 1991年参照。
- (13) 州政府により任命された村と郡の間の農村の長 (*Penghulu*) により主宰される裁判所で, 訴額50リングギット以下の民事事件と, 法定期の上限が25リングギット以下の刑事事件についての管轄権を有し, 治安裁判所の下に置かれる。下位裁判所法 (Subordinate Courts Act 1948) に規定されてはいるが, 現在では実際には機能していないので, 本文では割愛する。
- (14) いわゆる消費者問題に対応するため, 訴額300リングギット未満の訴訟について管轄権を有する第二級治安判事裁判所として, 1986年にクアラルンプールに設置されたが, 現在は運用停止となっている。
- (15) 1993年憲法改正で国王の主権者免責を否定したことより, 臨時に設けられることになった裁判所であり, 連邦裁判所の首席裁判官, 高等法院の首席裁判官2名, 連邦裁判官または高等法院の裁判官で州王会議により任命された者2名により構成される。Federal Constitution art. 182.
- (16) 基本的には軍の上官により構成され, 服役中の軍人, 軍に雇用された文民, ならびに軍艦または軍用機に搭乗中の文民に対して, 特定の犯罪について刑事裁判権を行使する機関であり, 司法裁判所ではない。Armed Forces Act 1972 (Act77) ss. 211-212.
- (17) Constitution (Amendment) Act 1983.
- (18) Arulpragasan a/l Sandaraju v. Public Prosecutor [1997] 1 MLJ 1, 389.
- (19) Dato James Foong, *supra* note 7, at 99.
- (20) Constitution (Amendment) Act 1994 (Act A885); See Federal Constitution arts. 122-131A.
- (21) Dato' RR Sethu, "Re-defining the Appellate Role of Federal Court," *Malayan Law Journal*, Vol.4, 1999, p.cxlv.
- (22) Courts of Judicature (Amendment) Act A886 of 1994.
- (23) Amendment Act A 905/95, s.16.
- (24) Courts of Judicature (Amendment) Act 1998, s. 8.
- (25) *Annual Practice* 1957, Vol.1, p.1283; *Supreme Court Practice* 1963,

Vol.1, p.1696.

- (26) Datuk Syed Kecik Syed Mohamed v. The Board of Trustees of the Sabah Foundation [1999] 1 MLJ 257.
- (27) National Council of Women's Organizations Malaysia, The System of Family Courts, 1999.
- (28) 香川孝三『マレーシア労使関係法論』信山社 1995年 188ページ。
- (29) Sharifah Suhana Syed Ahmad & Roy Rajasingham, *supra* note 47, at 28 ; Sharifah Suhana Syed Ahmad, The Malaysian Experience with ADR, with particular reference to the Resolution of Labour Dispute, Institute of Developing Economies (IDE-JETRO), 2000.
- (30) 「ザカート」(zakat)とは、相互扶助の精神に基づくイスラム教徒の義務としての喜捨であり、貧困者を救済するための税としての性格も有している。蒲生礼一『イスラーム』岩波書店 1958年 132ページ；『コーラン』第9章第60節。
- (31) 「フィトラ」(fitrah)とは、ラマダンの後に、貧困者や僧侶に捧げなければならない供物をいう。
- (32) Andrew Harding, *supra* note 7, at 137.
- (33) Wu Min Aun, *supra* note 2, at 165.
- (34) Id., at 154, 163-167.
- (35) See Ramy Bulan, "Indigenous Identity and the Law: Who is a Native?" *Journal of Malaysian and Comparative Law*, Vol.27, 1998, p.126.
- (36) 130条の規定は、大陸法の憲法裁判所制度を導入したものというよりはむしろ、国王の法律顧問兼大法官裁判所の長であった大法官 (Lord Chancellor) の役割を承継したもののように思われる。
- (37) Rules of the High Court, order 53 rule 1 (1).
- (38) Associated Provincial Picture Houses v. Wednesbury Corporation [1948] 2 All ER 681.
- (39) Syarikat Kenderaan Melayu Kelantan Bhd v. Transport Workers' Union [1995] 2 MLJ 317.
- (40) Rama Chandran v. The Industrial Court [1997] 1 MLJ 145 ; See Sudha CKG Pillay, "Towards a Re-formulation of Wednesbury Unreasonableness in Malaysia," *Malayan Law Journal*, Vol.4, 2000, p.cxxi.
- (41) 行政部の専門的判断を尊重すべきことの他、イギリスできわめて消極的な立場がとられている原因の一つは、歴史的背景にある。すなわち、中世のイギリスにおいて、最高権力者である国王からの上訴はありえないで、国王裁判所の判決は終局的なものと考えられ、ただ例外的に、裁判記録に照らして、裁判の手続に誤りがあるか、裁判記録と矛盾する新事実が発見された場

合に原判決が破棄された（誤審手続）。良心に基づく特別の救済を与えており、また裁判記録も整備されていなかった大法官裁判所では、本案を問題とすることができたが、形式的な裁判記録と手続に頼っていたコモンロー裁判所では、このような審査の方法はとられなかつた。また、国王から授権された裁量権は無制約のものと考えられ、17世紀に至つて、「あらゆる国家権力の行使は法に従わなければならず、通常の司法裁判所により審査されうる」という「法の支配」の思想の登場により、「国王裁判所は下級の権力が法により定められた手続や管轄を守るよう監督する義務がある」という「司法審査」の概念が発展したのである。裁量権は国王から与えられたものであるから、裁判所は国王大権に基づく令状を用いてこれに介入した。

このような国王主権の構造は、現代では国会主権の原則におきかえられている。すなわち主権を持つ国会の制定した法律により、行政機関は各種の決定を行なう裁量権を授権されているので、その裁量権を逸脱した場合にのみ違法とされるのである。See J. H. Baker, *An Introduction to English Legal History*, Butterworths, 3d ed., 1990, pp.155-176.

- (42) [1996] 1 MLJ 261.
- (43) [1998] 1 MLJ 153.
- (44) [1997] 4 AMR 4258.
- (45) Shariah Suhana Syed Ahmad & Roy Rajasingham, *The Malaysian Legal System, Legal Practice & Legal Education*, Institute of Developing Economies (IDE-JETRO), pp.35-38, 2001 ; See also Andrew Harding, "The Problems and Characteristics of Judicial Review in Malaysia," in Yang Zang ed., *Comparative Studies on the Judicial Review System in East and Southwest Asia*, 1997, p.33.
- (46) 5 U.S. (1 Cranch) 137 (1803).
- (47) [1977] 2 MLJ 187.
- (48) この他にマレーシアにおいて軍事や外交の他、「政治的問題」として裁判所の違憲審査権の及ばない領域とされているものに、①ブミプトラの優先的地位、②国教制度、③国王および州王の地位、④国家緊急権がある。Khoo Boo Teong, "Rule of Law in the Merdeka Constitution," *Journal of Malaysian and Comparative Law*, Vol.2, 2000, pp.59, 81.
- (49) *supra* note 42.
- (50) Halsbury's, *supra* note 3, at 193-201.
- (51) Mamat bin Daud v. Government of Malaysia [1988] 1 MLJ 119.
- (52) Federal Const. art. 76(2) ; Halsbury's, *supra* note 3, at 84-85.
- (53) 言い換えれば、法曹は高水準かつ人的交流の濃密な教育を受けた専門的職業集団に属するものであるというプライドと一体感を強く有しており、価値

観や倫理観（汚職をしないなど）の共有もされやすい。このような特性は、政府による上からの統制を嫌い、また、官僚制とは相容れないものである。

- (54) Societies Act 1966, ss.12, 41. この法律の目的は主として秘密結社を規制することにあるが、すべての結社に対し、登録が義務づけられている。
- (55) マハティール派によるUMNOの再登録のほか、ラザレー派により46年精神マレ一人党 (*Semangat '46*) (1996年まで存続) が結成された。
- (56) See H. P. Lee, *Constitutional Conflicts in Contemporary Malaysia*, Oxford University Press, 1995.
- (57) Dato' RR Sethu, "Re-defining the Appellate Role of Federal Court," *Malayan Law Journal*, Vol.4, 1999, p.cxlv.
- (58) Wu Min Aun, *supra* note 2, at 325 (1999).
- (59) Public Prosecutor v. Dato' Seri Anwar bin Ibrahim [1999] 2 MLJ 1; See Malaysia Law Journal Sdn. Bhd. ed., *The Anwar Ibrahim Judgement*, 1999; Dato' Seri Anwar bin Ibrahim v. Public Prosecutor [2000] 2 MLJ 48; Public Prosecutor v. Dato' Seri Anwar bin Ibrahim & Anor [2001] 3 MLJ 193. また、『アジア動向年報』(1997年版～2001年版 アジア経済研究所) の「マレーシア」のページ、林田裕章『マハティールのジレンマ』中央公論社 2001年 111ページを参照。
- (60) ただし、マレー語で教育を受けたことを証明すれば免除されるので、弁護士になろうとする者全員が受験しているわけではない。
- (61) 「ブミプトラ (*bumiputera*)」とはマレー語で「土地の子」を意味し、具体的には第II節 2. で述べた①マレー人、②マレー半島西部の土着民、および③サバおよびサラワク州の原住民を、華人やインド人と区別するための呼称である。また、狭義ではマレー人のみを指す。ブミプトラ政策とは、マレー人などのブミプトラを、土地、公営企業、教育や雇用、公共施設などの点で優遇し、特権を認める政策をいう。詳しくは、堀井健三編『マレーシアの社会再編と種族問題——ブミプトラ政策20年の帰結——』アジア経済研究所 1989年を参照。また、Shamsul A. B., *From British to Bumiputera Rule*, Institute of Southeast Asian Studies, 1986.
- (62) Legal Profession (Professional Liability) (Insurance) Rules 1992.
- (63) See generally Bar Council of Malaysia, *Justice through Law: Fifty Years of the Malaysian Bar 1947-1997*, 1997.
- (64) 弁護士会のホームページで声明文を見ることができる (<http://www.jaring.my/bar-mal/>)。
- (65) Mimi Kamariah Majid, *Criminal Procedure in Malaysia*, 3rd ed., University of Malaya Press, 1999, pp.157-167; 宇津呂英雄編著『アジアの刑事司法』有斐閣 1988年。1998年に警部以下の警察官も公訴を提起できるよう刑

事訴訟法が改正された。また、敷田稔編『アジアの検察』信山社 1998年 49,186ページ。

(66) 法原則としての「判例の法源性」や「先例拘束性の法理」、あるいは法学教育の方法としての「ケース・メソッド」の採用にとどまるものではない。日本のような大陸法的思考においては、「法」といえば第一義的には議会の制定した「法律」を意味し、またその解釈においても「法典」内での位置づけを重視するという法実証主義的なやり方がなされるのに対し、英米法諸国において「法」というときにまず連想されるのは判例法たるコモンローであり、議会制定法はコモンローを補充・変更するものであるとされる。したがって法律が存在する場合にも、その解釈に当たってまず参考されるのは先例である。このように大陸法と英米法には、単なるルールや制度の違いにはとどまらない、いわば演繹法対帰納法に相当する思考方法の相違があることに留意すべきである。

また、このようなコモンロー的思考方法の枠組みにおけるマレーシアの独自性については今後の検討課題としたい。

(67) Human Rights Commission of Malaysia Act 1999. 委員は首相の助言に基づき国王により任命される。任期は2年で、現在13名の委員がおり、その内訳は元副首相、行政官、裁判官のほか、マスメディア法、教育学やサラワク原住民などを専攻する学者、環境保護団体や女性団体の代表など多様である。600万リンギットと非常に高額な年間予算が付されており、2000年1月から11月までにおよそ270件（うち2,3件は弁護士会からの申立て）の投書や調査依頼があったという。

(68) Mohamed Ismail Shariff, "The Development of Banking Law in Malaysia," *Malayan Law Journal*, Vol.1, 1998, p.cxlv.

(69) Mohammad Hashim Kamali, *Punishment in Islamic Law: An Enquiry into the Hudud Bill of Kelantan*, Ilmiah Publishers Sdn. Bhd., 1995; See also Mohammad Hashim Kamali, *Islamic Law in Malaysia: Issues and Developments*, Ilmiah Publishers Sdn. Bhd., 2000. また、萩原宣之「多民族国家におけるイスラーム」(千葉正士編『アジアにおけるイスラーム法の移植』成文堂 1997年)。

付記：本稿が成るに当たっては、マラヤ大学のスハナ・アーマド助教授、ノア・アイニ・アブドゥラー講師、同大学留学生の桑原尚子氏、アジア経済研究所の今泉慎也氏その他の方々に大変お世話になった。ここに記して謝意を表したい。